豊橋市公共施設白書 個別票

1. 施設基本情報

施設名	野外教育センター					Since 1		
分 類	学校教育系施設 野外教育施設							
所管部課	教育部 生涯学習課					1	Name of Street	
所在地	愛知県豊橋市伊古部町字枇杷ヶ谷57番地の12							
小学校区	豊南 (2,531 人)	中学校区高豊				E # 222	Market 1	
設置根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条、豊橋市野外教育センター条例						W AT	
設置目的	児童生徒及び一般青少年の野外活動及び宿泊訓練の施設とし				として	設置する		
会計区分	一般	利用圏域全域			駐車場	30 台		
運営形態	直営			財産区分	行政財産		 亍政財産	
指定管理者 (PFI事業者)	_			指定管理期間 (PFI事業期間)		_		
開館時間	午前8時30分~4	 F後5時15分		休館日		月曜日、年末年始(12/29~1/3)		

2. 土地 建物情報

	工地 注19	JIH TK								
=	土地面積	129,680.28	m	土均	土地資産形態		所有 (所有	面積	129,680.28 m²)
都市	市計画区域	市街化調整区均	或	F	用途:	地域	I			
延	床面積計	2,039.86	m²		容積	極	1.6 %			
建	築面積計	1,547.86	m²	3	≢ペ∫	い率	1.2 %	バ	出入口	×
+	構造	RC(鉄筋コンクリー	ート造	<u>:</u>)				リア	廊下	×
主たる建物	建設年度	1969 年	度	主	資原	産形態	所有	フリ	スロープ	×
建	耐震診断	済		主たる建物	階	地上	2 階	 対	エレベーター	×
物	耐震補強	不要		建物	階数	地下	0 階	応	トイレ	×
衤	复合施設	無		複合施設名						
避	難所指定	_		自刻	自家発電設備		有	太陽	光発電設備	無
雨	水貯留槽	無		L	.ED	照明	一部有	洋	式トイレ率	11.1%

3. 収支状況

_3. 収支状況				(単位:円)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	収 入	101,666	119,874	102,230
内	使用料	101,666	119,874	13,260
内訳	その他収入	0	0	88,970
	支 出	22,010,470	22,601,901	22,314,235
	光熱水費	1,557,105	1,538,998	1,504,530
	委託料	1,043,928	594,334	3,153,600
内訳	指定管理料	0	0	0
	人件費	13,500,000	13,500,000	13,500,000
	その他支出	5,909,437	6,968,569	4,156,105
減	価償却費	5,300,163	897,876	897,876
施設行政コスト		27,208,967	23,379,903	23,109,881

4. 利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(人)	11,710	11,962	10,284
開館日数(日)	308	308	308
開館1日当たり 利用者数(人)	38	39	33
貸館等 稼働率(%)	24.0%	29.5%	24.4%

5. 単位施設行政コスト

(単位:円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市民 1人当たり	72	62	62
利用者 1人当たり	2,324	1,955	2,248
延床面積 1 ㎡当たり	13,339	11,462	11,330

【注】施設の利用は1日当たり1団体に限っていますが、貸館等稼働率は施設全体ではなく他の施設と同様に各部屋ごとに算出しています。

6. 有形固定資産減価償却率 更新必要額

有形固定資産減価償却率	98.9%	更新必要額	662,435,635 円
-------------	-------	-------	---------------

7. 工事履歴(直近5件)

年 度	工事名	建物名
2017	給湯ボイラー給湯昇温ポンプ取替修繕	野外教育センター 本館
2017	本館宿泊室扉修繕	野外教育センター 本館
2017	本館玄関非常灯蓄電池取替等修繕	野外教育センター 本館
2017	野外教育センター給湯ボイラ取替修繕	野外教育センター 本館
2017	街路灯灯具LEDランプ等取替修繕	野外教育センター 本館

8. 建物の明細

(面積単位:m³)

建物名	構 造	建設年度	延床面積	建築面積	増築回数
野外教育センター 本館	RC(鉄筋コンクリート造)	1969	1,445.00	953.00	0
野外教育センター 集会所	S(鉄骨造)	1971	554.76	554.76	0
野外教育センター 管理人住宅	W(木造)	1970	40.10	40.10	1

全域:第2種特別地域
全職に斜面の途中から南側:普通地域 自然公園法:基本的に設置できない施設はない (PFI やコンセッション方式での運営可能)
(第2種特別地域) 建物等の新築・改築・増築、木竹の伐採、土地の形状変更及び屋根・壁面等の色彩の変更には県(環境保全課)の許可が必要。 (許可基準)建築物の高さ:13m以内、建べい率:20%以下など ※だだし、公益上必要であり、かつ、許可申請に係る敷地以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる場合は、理由書を添付することで基準を満たしていない場合でも許可される。 ・作業面積が1ha以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【普通地域】 ・建物等の新築・改築・増築及び土地の形状変更には県へ届け出が必要。また、届出日から起算して30日を経過した後でなければ行為に着手できない。(※)要件に満たない場合は届出不要。・作業面積が10ha以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【公園の利用促進に繋がる県の公園計画に当てはまる事業】 知事の認可が下りれば、許可基準(高さ制限など)を満たしていない建物等の新築などが可能。※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など 園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンブ場など)。 基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉 土砂災害特別警戒区域 非該当 非該当 「本が必要がある。
建物等の新築・茂築・増築、木竹の伐採、土地の形状変更及び屋根・壁面等の色彩の変更には県(環境保全課)の許可が必要。 (許可基準)建築物の高さ:13m以内、建ペい率:20%以下など ※ただし、公益上必要であり、かつ、許可申請に係る敷地以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる場合は、理由書を添付することで基準を満たしていない場合でも許可される。 ・作業面積が1ha以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【普通地域】 ・建物等の新築・改築・増築及び土地の形状変更には県へ届け出が必要。また、届出日から起算して30日を経過した後でなければ行為に着手できない。(※)要件に満たない場合は届出不要。・作業面積が10ha以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【公園の利用促進に繋がる県の公園計画に当てはまる事業】 知事の認可が下りれば、許可基準(高さ制限など)を満たしていない建物等の新築などが可能。※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設などを測してしていない建物等の新築などが可能。※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンプ場など)。基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉 建物北斜面が該当 建て替えの場合、安全確保を要する 操壁設置又は建物を崖の上端からのり面高さ(40m)の2 倍以上離す必要がある。
境保全課)の許可が必要。 (許可基準)建築物の高さ:13m以内、建べい率:20%以下など ※ただし、公益上必要であり、かつ、許可申請に係る敷地以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる場合は、理由書を添付することで基準を満たしていない場合でも許可される。 ・作業面積が1 ha 以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【普通地域】 ・建物等の新築・改築・増築及び土地の形状変更には県へ届け出が必要。また、届出日から起算して30日を経過した後でなければ行為に着手できない。(※)要件に満たない場合は届出不要。・作業面積が10ha 以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【公園の利用促進に繋がる県の公園計画に当てはまる事業】 知事の認可が下りれば、許可基準(高さ制限など)を満たしていない建物等の新築などが可能。※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンブ場など)。基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉 土砂災害特別警戒区域 非該当 建物北斜面が該当建て替えの場合、安全確保を要する 強整設置又は建物を崖の上端からのり面高さ(40m)の2 倍以上離す必要がある。
(許可基準) 建築物の高さ: 13m以内、建べい率: 20%以下など ※ただし、公益上必要であり、かつ、許可申請に係る敷地以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる場合は、理由書を添付することで基準を満たしていない場合でも許可される。 ・作業面積が1 ha 以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【普通地域】 ・建物等の新築・改築・増築及び土地の形状変更には県へ届け出が必要。また、届出日から起算して30日を経過した後でなければ行為に着手できない。(※)要件に満たない場合は届出不要。・作業面積が10ha 以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【公園の利用促進に繋がる県の公園計画に当てはまる事業】 知事の認可が下りれば、許可基準(高さ制限など)を満たしていない建物等の新築などが可能。※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など 園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンプ場など)。基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉 土砂災害特別警戒区域 非該当 建物北斜面が該当 建て替えの場合、安全確保を要する 確整設置又は建物を崖の上端からのり面高さ(40m)の2 倍以上離す必要がある。
※ただし、公益上必要であり、かつ、許可申請に係る敷地以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる場合は、理由書を添付することで基準を満たしていない場合でも許可される。 ・作業面積が1ha以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【普通地域】 ・建物等の新築・改築・増築及び土地の形状変更には県へ届け出が必要。また、届出日から起算して30日を経過した後でなければ行為に着手できない。(※)要件に満たない場合は届出不要。・作業面積が10ha以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【公園の利用促進に繋がる県の公園計画に当てはまる事業】 知事の認可が下りれば、許可基準(高さ制限など)を満たしていない建物等の新築などが可能。※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンプ場など)。基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉 建物北斜面が該当建て替えの場合、安全確保を要する 推壁設置又は建物を崖の上端からのり面高さ(40m)の2 倍以上離す必要がある。
この適田定公園 ・作業面積が1ha以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 ・作業面積が1ha以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 ・健物等の新築・改築・増築及び土地の形状変更には県へ届け出が必要。また、届出日から起算して30日を経過した後でなければ行為に着手できない。(※)要件に満たない場合は届出不要。・作業面積が10ha以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【公園の利用促進に繋がる県の公園計画に当てはまる事業】 知事の認可が下りれば、許可基準(高さ制限など)を満たしていない建物等の新築などが可能。※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンプ場など)。基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉 土砂災害特別警戒区域 おおいのでは、許可を表した自然環境調査が必要。 は、当時には、対象を表していない。 は、当時には、対象を表していない。 は、自身には、対象を表している。 は、自身には、自身には、自身には、自身には、自身には、自身には、自身には、自身に
宇可される。 ・作業面積が1 ha 以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【普通地域】 ・建物等の新築・改築・増築及び土地の形状変更には県へ届け出が必要。また、届出日から起算して30日を経過した後でなければ行為に着手できない。(※)要件に満たない場合は届出不要。 ・作業面積が10ha以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【公園の利用促進に繋がる県の公園計画に当てはまる事業】 知事の認可が下りれば、許可基準(高さ制限など)を満たしていない建物等の新築などが可能。 ※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など 園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンプ場など)。 基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉 土砂災害特別警戒区域 建物北斜面が該当建て替えの場合、安全確保を要する 擁壁設置又は建物を崖の上端からのり面高さ(40m)の2倍以上離す必要がある。
・作業面積が1 ha 以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【普通地域】 ・建物等の新築・改築・増築及び土地の形状変更には県へ届け出が必要。また、届出日から起算して30日を経過した後でなければ行為に着手できない。(※)要件に満たない場合は届出不要。 ・作業面積が10ha 以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【公園の利用促進に繋がる県の公園計画に当てはまる事業】 知事の認可が下りれば、許可基準(高さ制限など)を満たしていない建物等の新築などが可能。 ※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など 園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンプ場など)。 基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉 土砂災害特別警戒区域 おおいます。 建物北斜面が該当 建て替えの場合、安全確保を要する 操壁設置又は建物を産の上端からのり面高さ(40m)の2 倍以上離す必要がある。
【普通地域】 ・建物等の新築・改築・増築及び土地の形状変更には県へ届け出が必要。また、届出日から起算して30日を経過した後でなければ行為に着手できない。(※)要件に満たない場合は届出不要。 ・作業面積が10ha以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【公園の利用促進に繋がる県の公園計画に当てはまる事業】 知事の認可が下りれば、許可基準(高さ制限など)を満たしていない建物等の新築などが可能。 ※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など 園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンブ場など)。 基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉 オ砂災害特別警戒区域 建物北斜面が該当建て替えの場合、安全確保を要する 嫌壁設置又は建物を崖の上端からのり面高さ(40m)の2 倍以上離す必要がある。
・建物等の新築・改築・増築及び土地の形状変更には県へ届け出が必要。また、届出日から起算して30日を経過した後でなければ行為に着手できない。(※)要件に満たない場合は届出不要。 ・作業面積が10ha以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【公園の利用促進に繋がる県の公園計画に当てはまる事業】 知事の認可が下りれば、許可基準(高さ制限など)を満たしていない建物等の新築などが可能。 ※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など 園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンプ場など)。 基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉 土砂災害特別警戒区域 建物北斜面が該当 建て替えの場合、安全確保を要する 接壁設置又は建物を崖の上端からのり面高さ(40m)の2 倍以上離す必要がある。
30日を経過した後でなければ行為に着手できない。(※)要件に満たない場合は届出不要。 ・作業面積が10ha以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【公園の利用促進に繋がる県の公園計画に当てはまる事業】 知事の認可が下りれば、許可基準(高さ制限など)を満たしていない建物等の新築などが可能。 ※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など 園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンプ場など)。 基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉 土砂災害特別警戒区域 建物北斜面が該当建て替えの場合、安全確保を要する 接壁設置又は建物を崖の上端からのり面高さ(40m)の2倍以上離す必要がある。
・作業面積が10ha以上の場合等は四季を通した自然環境調査が必要。 【公園の利用促進に繋がる県の公園計画に当てはまる事業】 知事の認可が下りれば、許可基準(高さ制限など)を満たしていない建物等の新築などが可能。 ※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など 園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンプ場など)。 基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉 建物北斜面が該当 建て替えの場合、安全確保を要する 強壁設置又は建物を崖の上端からのり面高さ(40m)の2 倍以上離す必要がある。
【公園の利用促進に繋がる県の公園計画に当てはまる事業】 知事の認可が下りれば、許可基準(高さ制限など)を満たしていない建物等の新築などが可能。 ※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など 園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンプ場など)。 基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉 建物北斜面が該当 建て替えの場合、安全確保を要する 擁壁設置又は建物を崖の上端からのり面高さ(40m)の2 倍以上離す必要がある。
知事の認可が下りれば、許可基準(高さ制限など)を満たしていない建物等の新築などが可能。 ※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など 園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンプ場など)。 基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉 建物北斜面が該当 建て替えの場合、安全確保を要する 強壁設置又は建物を崖の上端からのり面高さ(40m)の2 倍以上離す必要がある。
知事の認可が下りれば、許可基準(高さ制限など)を満たしていない建物等の新築などが可能。 ※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など 園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンプ場など)。 基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉 建物北斜面が該当 建て替えの場合、安全確保を要する 強壁設置又は建物を崖の上端からのり面高さ(40m)の2 倍以上離す必要がある。
※三河湾国定公園(豊南地区)で設置が認められる施設など 園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンプ場など)。 基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉
園地(公園、展望台など)、広場、宿舎(ホテルや旅館など)、野営場(キャンプ場など)。 基準を満たせば民間でも認可される。例) 三谷温泉 建物北斜面が該当 建て替えの場合、安全確保を要する 推壁設置又は建物を崖の上端からのり面高さ(40m)の2 倍以上離す必要がある。
基準を満たせば民間でも認可される。例)三谷温泉
主砂災害特別警
土砂災害特別警 非該当 擁壁設置又は建物を崖の上端からのり面高さ(40m)の2 倍以上離す必要がある。
非該当 擁壁設置又は建物を崖の上端からのり面高さ(40m)の2 倍以上離す必要がある。
倍以上離す必要がある。
愛知県建築基準
条例第8条(崖 該当 該当 該当
条例)
都市公園法に基づく都市緑地、風致公園。
都市公園都市公園法第2条第2項の規定に基づく公園施設以外の施設は原則として設置できない。
建物及び広場部分以外が該当
保安林 立木の伐採・土石の採掘等を行う場合、県(林務課)の許可が必要
作業面積が500 ㎡以上の場合、保安林の指定解除手続きが必要
浸水想定区域外
・津波 ・津波襲来時は赤色灯、サイレン、音声放送により高いところへ避難する必要あり。
・車両等乗り入れ規制(違反 6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金)
・遊泳禁止区域ではないが、離岸流が発生するため危険性が高い。
- 海岸規制 ・ 占用物件がある場合、協議が必要。
・海岸法により、海岸保全区域内(保安林指定区域を除く)で施設等を新設や改築、土地の掘削、盛
土、切土の行為をする際は、海岸管理者(農地整備課)と協議が必要。
・物販による営業活動の禁止。漁港施設を勝手に使用しない。



①道の駅 とよはし	Tomate(店舗:レストラン、ベーカリー、スイーツ・ドリンク、惣菜など)JAあぐりパーク食彩村(豊橋・田原の農産物等直売所)※Tomateは令和元年5月26日オープン
②りすぱ豊橋	余熱利用施設(プール・トレーニングルーム・浴場)
③トレーニングセンター	- トレーニング室、研修室、調理室、テニスコート
④万場調整池	遊具、テニスコート
⑤ミナクル	図書館、地区市民館、窓口センター
⑥のんほいパーク (豊橋動植物公園)	動物園、植物園、自然史博物館、遊園地
⑦サイエンスコア	貸ホール、貸部屋、貸事務所、菜えんずkitchen(地元農産物を使用した弁当・パン販売)
⑧豊鉄渥美線	新豊橋⇔三河田原 土日(全列車)及び平日(10時~14時59分発の列車)自転車持ち込み可 ※1列車につき10台まで、運賃の他に持ち込み手数料が必要

④ B 豊橋市野外教育センター



B 豊橋市野外教育センター



B 豊橋市野外教育センター















主な設備の紹介 野外教育センタ



本館

- ◆管理事務室
- ◆ロビー
- ◆厨房
- ▶浴室
- ◆講義室(食堂)
- ◆指導員室
- ◆医務休養室(保健室)
- ◆宿泊室(32人室)
- ◆宿泊室(8人室)





ベランダからの景色



医務休養室(保健室)



宿泊室(32人室)



宿泊室(8人室)



講義室(食堂) • 厨房

体育館 (集会所)





雨天時や夜の活動に利用できます。

- ◆キャンドルサービス ◆ドッジボール ◆レクリエーションゲーム

野外炊事場 (屋根)

- ◆飯盒炊さん用
- ◆鍋の対応可能
- ▶薪を使用
- 1 炉あたり飯盒3個





多目的広場&キャンプファイア場









テントサイト

森の中のテントサイトで波の音を聞 きながら自然の中の自分に気づくこ とができます。





施設周辺のスポット 伊古部海岸







野外教育センターから徒歩3分 で太平洋の砂浜に出ます。砂の造 形やビーチフラッグなど、いろい ろなアクティビティーを楽しむこ とができます。海食崖という地層 が見えます。また、秋から冬にか けては砂浜にきれいな風紋を見る ことができます。

